

令和5年度議員報酬に関するアンケート調査結果の概要

- ◇ 調査対象：令和5年4月1日現在の926町村議会（743町、183村）
- ◇ 回答数：926町村
- ◇ 対象期間：令和3年4月2日～令和5年4月1日現在

I 議員報酬の検討状況

1 議員定数（令和5年4月1日）

令和5年4月1日時点の1町村当たりの平均議員定数は11.7人である。

1町村あたりの 平均定数
11.7人

2 議員報酬（令和5年4月1日）

令和5年4月1日時点の議員報酬の平均月額は217,065円である。

また、926町村のうち17町村（1.8%）が調査日時点で減額条例を定めており、その主な理由は「財政が厳しいため（9町村）」を挙げられている。

平均月額	減額条例の有無		合計
	有	無	
217,065円	17団体 1.8%	909団体 98.2%	926団体 100.0%

※平均月額については、日額報酬制の福島県矢祭町を除いた925町村の平均値

3 議員報酬の定期的な見直し

議員報酬について、4年に一度など定期的に見直しの対象とすることについて、「決めている」が30町村（3.2%）、「決めていない」が896町村（96.8%）である。

決めている	決めていない	合計
30団体 3.2%	896団体 96.8%	926団体 100.0%

4 議員報酬の検討（令和3年4月2日～令和5年4月1日）

令和3年4月2日から令和5年4月1日の間において、議員報酬について140町村（15.1%）が「検討済」であり、令和5年4月1日時点で94町村（10.2%）が「検討中」であった。

全体の約25%の町村で議員報酬見直しの検討が行われている。

検討済	検討中	検討していない	合計
140団体 15.1%	94団体 10.2%	692団体 74.7%	926団体 100.0%

5 議員報酬の検討組織（複数回答可）

議員報酬の検討を「検討済」又は「検討中」と回答した234町村において、その検討を行った（行っている）組織をみると、複数回答方式であるが、「特別委員会」が119町村（50.9%）と最も多く、次いで「協議・調整の場」が54町村（23.1%）、「その他」が36町村（15.4%）、「議会運営委員会」が33町村（14.1%）と続いている。

「その他」の主な内容は、議会改革推進会議など議会改革に関する任意の検討会議が挙げられている。

常任委員会	議会運営委員会	特別委員会	協議・調整の場
2団体 0.9%	33団体 14.1%	119団体 50.9%	54団体 23.1%
法定外の協議会	その他		
15団体 6.4%	36団体 15.4%		

6 検討組織による報告書等の作成

議員報酬の検討を「検討済」又は「検討中」と回答した234町村において、その検討を行った（行っている）組織による報告書等の作成状況をみると、「作成した」が100町村（42.7%）、「今後作成する予定」が28町村（12.0%）であり、合わせると全体の半数を超える町村で報告書等を作成することとしている。

作成した	今後作成する予定	作成していない(未定の場合も含む)	合計
100団体 42.7%	28団体 12.0%	106団体 45.3%	234団体 100.0%

7-1 原価方式の採用

議員報酬の検討を「検討済」又は「検討中」と回答した 234 町村において、議員報酬の算定根拠における原価方式の採用状況をみると、「採用した」が 29 町村（12.4%）、「今後採用する予定」が 14 町村（6.0%）である。

採用した	今後採用する予定	採用していない(未定の場合も含む)	合計
29団体 12.4%	14団体 6.0%	191団体 81.6%	234団体 100.0%

7-2 住民への活動量及び活動内容の提示

議員報酬の検討を「検討済」又は「検討中」と回答し、かつ原価方式を「採用した」又は「今後採用する予定」と回答した 43 町村において、議員報酬の検討過程で住民に対し活動量とともに活動内容の具体的な提示を行ったか尋ねたところ、「行った」が 9 町村（20.9%）、「今後行う予定」が 9 町村（20.9%）であった。

行った	今後行う予定	行っていない(未定の場合も含む)	合計
9団体 20.9%	9団体 20.9%	25団体 58.2%	43団体 100%

7-3 原価方式以外の算定根拠の採用

議員報酬の検討を「検討済」又は「検討中」と回答し、かつ原価方式を「採用していない(未定の場合も含む)」と回答した 191 町村において、採用した又は採用予定の算定根拠について尋ねたところ、「近隣町村とのバランスを考慮」が 81 町村（42.4%）と最も多く、次いで「その他」が 45 町村（23.6%）、「類似団体を参考」が 37 町村（19.4%）、「行政職員の給与を参考」が 28 町村（14.7%）と続いている。

「その他」の主な内容は、「全国平均額を参考」や「現在検討中」が挙げられている。

類似団体を参考	近隣町村とのバランスを考慮	行政職員の給与を参考	その他	合計
37団体 19.4%	81団体 42.4%	28団体 14.7%	45団体 23.6%	191団体 100.0%

8 検討過程の住民参加

議員報酬の検討を「検討済」又は「検討中」とした 234 町村のうち、108

町村（46.2%）において何らかの方法により住民参加を実施されていた。

有	無	合計
108団体 46.2%	126団体 53.8%	234団体 100.0%

9 住民参加の方法（複数回答可）

議員報酬の検討にあたり、住民参加を実施した 108 町村にその具体的な内容について尋ねたところ、複数回答方式であるが、「特別職報酬等審議会」が 47 町村（43.5%）と最も多く、次いで「住民アンケート」が 27 町村（25.0%）、「住民懇談会」が 25 町村（23.1%）、「議会報告会」が 20 町村（18.5%）と続いている。

参考人	議会設置の第三者機関	住民懇談会	議会報告会
4団体 3.7%	5団体 4.6%	25団体 23.1%	20団体 18.5%
住民アンケート	パブリックコメント	議会モニター・議会アドバイザー	有識者・各種団体からの意見聴取
27団体 25.0%	7団体 6.5%	9団体 8.3%	19団体 17.6%
特別職報酬等審議会	その他		
47団体 43.5%	4団体 3.7%		

10 議員報酬の検討結果

議員報酬の検討を「検討済」と回答した 140 町村について、その検討結果を尋ねたところ、「報酬を増額する」が 66 町村（47.1%）と最も多く、次いで「現状の報酬額を維持する」が 60 町村（42.9%）、「その他」が 9 町村（6.4%）の順であった。

「その他」の主な内容は、「期末手当の増額」が挙げられている。

報酬を増額する	現状の報酬額を維持する	報酬を減額する (期間限定の減額 条例を含む)	その他	合計
66団体 47.1%	60団体 42.9%	5団体 3.6%	9団体 6.4%	140団体 100.0%

11 検討結果の住民への報告

議員報酬の検討を「検討済」と回答した 140 町村について、検討結果の住

民への報告の有無を尋ねたところ、「報告有」が 89 町村（63.6%）、「報告無」が 51 町村（36.4%）であった。

有	無	合計
89団体 63.6%	51団体 36.4%	140団体 100.0%

12 検討結果の住民への報告方法（複数回答可）

検討結果の住民への「報告有」の 89 町村にその具体的な内容について尋ねたところ、複数回答方式であるが、「議会広報紙」が 76 町村（85.4%）と最も多く、次いで「ホームページ」が 28 町村（31.5%）、「議会報告会」が 10 町村（11.2%）、「その他」が 6 町村（6.7%）と続いている。

「その他」の主な内容は、「新聞に掲載」が挙げられている。

ホームページ	議会広報紙	住民懇談会	議会報告会
28団体 31.5%	76団体 85.4%	4団体 4.5%	10団体 11.2%
CATV	インターネット録画配信	その他	
5団体 5.6%	5団体 5.6%	6団体 6.7%	

II 議員報酬条例の増額改正

1 議員報酬の増額（令和 3 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日）

令和 3 年 4 月 2 日から令和 5 年 4 月 1 日の間において、議員報酬を「増額した」は 66 町村（7.1%）、「増額していない」は 854 町村（92.3%）、「その他」は 6 町村（0.6%）であった。

「その他」の主な回答は、「期末手当を増額」が挙げられている。

増額した	増額していない	その他	合計
66団体 7.1%	854団体 92.3%	6団体 0.6%	926団体 100%

2-1 改正前・改正後の平均報酬月額

議員報酬を増額した 66 町村における改正前と改正後の平均報酬月額は次のとおりである。

	改正前	改正後
議長	278,159 円	303,846 円
副議長	219,562 円	243,305 円
議員	195,890 円	218,921 円
常任委員長	205,216 円	227,550 円
議会運営委員長	209,342 円	231,812 円
町村長	691,248 円	741,167 円

2-2 条例議決日、2-3 条例施行日、2-4 適用日

上記項目については集計を割愛。

2-5 条例改正の理由（複数回答可）

議員報酬を増額した 66 町村における条例改正の理由については、複数回答方式であるが、「議員のなり手確保」が 47 町村（71.2%）と最も多く、次いで「近隣町村との比較」が 35 町村（53.0%）、「その他」が 10 町村（15.2%）の順であった。

「その他」の主な回答は、「特別職報酬等審議会の答申を踏まえた」が挙げられている。

議員のなり手確保	近隣町村との比較	町村財政の改善
47団体 71.2%	35団体 53.0%	4団体 6.1%
社会経済状況（物価等）	その他	
8団体 12.1%	10団体 15.2%	

2-6 議員報酬の増額根拠（複数回答可）

議員報酬を増額した 66 町村における議員報酬の増額根拠については、複数回答であるが、「近隣町村とのバランスを考慮」が 39 町村（59.1%）と最も多く、次いで「類似団体を参考」が 23 町村（34.8%）、「その他」が 16 町村（24.2%）、「議会・議員活動量(原価方式)」が 10 町村（15.2%）の順であった。

「その他」の主な回答は、「全国平均額との比較」や「以前の議員報酬の水準まで戻した」が挙げられている。

議会・議員活動量(原価方式)	類似団体を参考	近隣町村とのバランスを考慮
10団体 15.2%	23団体 34.8%	39団体 59.1%
行政職員の給与を参考	その他	
5団体 7.6%	16団体 24.2%	

2-7 議会・議員の活動日数

議員報酬を増額し、かつ議員報酬の増額の根拠を「議会・議員活動量(原価方式)」と回答した 10 町村における、原価方式の算定に用いた議会・議員の活動日数の平均は 93.6 日であった。

2-8 条例改正の提案者

議員報酬を増額した 66 町村における条例改正の提案者については、「議会(議員・委員会)」が 22 町村(33.3%)、「町村長」が 44 町村(66.7%)であった。

議会(議員・委員会)	町村長	合計
22団体 33.3%	44団体 66.7%	66団体 100.0%

2-9 特別職報酬等審議会への諮問

特別職報酬等審議会への諮問については、「諮問有」が 58 町村(87.9%)、「諮問無」が 8 町村(12.1%)であった。

諮問有	諮問無	合計
58団体 87.9%	8団体 12.1%	66団体 100.0%

2-10 諮問の意向

特別職報酬等審議会への諮問有と回答した 58 町村に、諮問することになったのは誰の意向か尋ねたところ、「議会(議長)」が 43 町村(74.1%)と最も多く、次いで「町村長」が 15 町村(25.9%)であり、「住民」は該当がなかった。

議会（議長）	町村長	住民	合計
43団体 74.1%	15団体 25.9%	0団体 0.0%	58団体 100.0%

2-11 特別職報酬等審議会と議会との意見交換

特別職報酬等審議会への諮問有と回答した 58 町村に、特別職報酬等審議会と議会との意見交換（議長等の意見聴取を含む）を行ったかを尋ねたところ、「行った」が 10 町村（17.2%）、「行っていない」が 48 町村（82.8%）であった。

行った	行っていない	合計
10団体 17.2%	48団体 82.8%	58団体 100.0%

2-12 報酬増額に併せた議員定数の削減

議員報酬を増額した 66 町村に、報酬増額に併せた議員定数の削減を行ったかを尋ねたところ、「削減した」が 22 町村（33.3%）、「削減していない」が 44 町村（66.7%）であった。

また、「削減した」と回答した 22 町村における「削減前」の議員定数の平均は、13.6 人であるが、「削減後」は 11.8 人となっている。

削減した		削減していない	合計
22団体 33.3%		44団体 66.7%	66団体 100.0%
議員定数の平均			
削減前	削減後		
13.6人	11.8人		

3 町村議会の議員報酬に対する意見（主なもの）

- ・ 議員のなり手不足の一因は、専業では生計を維持することが困難なほど低額な議員報酬であることから生活給的な金額の保証が必要。（18 町村）
- ・ 議員報酬の増額について検討するも、財政的な余裕がなく住民の理解が得られない。（15 町村）
- ・ 国や議長会に報酬の基準を示してほしい。（8 町村）
- ・ 住民に議会活動の内容を理解してもらったうえで、適正な水準を検討することが必要。（8 町村）

- ・ 議員報酬の見直しを検討したが、現状維持という結論に至った。(7 町村)
- ・ 若年層や女性が立候補できる水準への報酬の引き上げが急務。(4 町村)
- ・ 県議会議員、市議会議員、町村議員の間で報酬に大きな差があることは課題。(3 町村)
- ・ 報酬額を上げることにより相応の活動量が求められるが、「議会の多様性」を確保するうえでは兼業しやすい環境整備も進めるべき。(2 町村)
- ・ 増額に見合う活動量があっても、近隣・類似町村との比較により、引上げまで至らない。(2 町村)
- ・ 単独の自治体だけではどうにもならない問題もあるので、「町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告」にある議員の若年手当・育児手当等、自治法等の改正も検討してほしい。(2 町村)